

事務連絡

令和6年1月19日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

牛胎児血清の輸入について（注意喚起）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり、飼料安全・薬事室長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和6年1月19日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
飼料安全・薬事室長

牛胎児血清の輸入について（注意喚起）

平素より、動物薬事行政の推進に御理解・御協力頂き、感謝申し上げます。

今般、インド、中国などにおいて、繁殖障害を示す牛から豚熱ウイルスが分離され、中国の商業用の牛胎児血清から豚熱ウイルスの遺伝子配列が検出されたとの報告がなされました（別添）。

ご承知のとおり、動物用生物由来原料基準（平成15年農林水産省告示第1911号）において病原微生物に汚染された動物に由来する原料又は材料は動物用医薬品等を製造するために使用してはならないことが定められているところです。

貴会におかれましては、このことにつきまして、貴会会員に周知いただくとともに、動物用生物由来原料基準の順守徹底を呼び掛けていただきますよう、お願い申し上げます。

【担当者】 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 高木、今村
電話：03-3502-8701（直通）
e-mail：yakuji_kanshi@maff.go.jp